

禁複写

許可番号09761028664

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1

氏 名 株式会社パブリック

代表取締役 川崎 佳日出

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを  
証する。 第14条の5第1項

高松市長 大西 秀 人



許可の年月日

令和6年3月19日

許可の有効年月日

令和13年2月6日

1. 事業の範囲

(1) 取扱う特別管理産業廃棄物の種類  
第2面に記載のとおり。

(2) 積替え又は保管：積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
第3面に記載のとおり。

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年2月7日(当初許可)

平成29年2月7日(更新許可)

令和6年3月19日(更新許可)

令和8年2月10日(代表者の変更に伴う書換え)

5. 積替え許可の有無

余 白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下 余 白

備考

## 1. 事業の範囲

### (1) 取扱う特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油 揮発油類、灯油類及び軽油類。  
次の物質を含むことのみにより有害なもの。  
(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン)
- ② 廃酸 水素イオン濃度指数2.0以下のもの。  
次の物質を含むことのみにより有害なもの。  
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)
- ③ 廃アルカリ 水素イオン濃度指数12.5以上のもの。  
次の物質を含むことのみにより有害なもの。  
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)
- ④ 廃石綿等
- ⑤ 感染性産業廃棄物
- ⑥ 燃え殻 次の物質を含むことのみにより有害なもの。  
(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)
- ⑦ 汚泥 次の物質を含むことのみにより有害なもの。  
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)
- ⑧ 鉱さい 次の物質を含むことのみにより有害なもの。  
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)
- ⑨ ばいじん 次の物質を含むことのみにより有害なもの。  
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)

禁複写

第3面

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：ア 香川県高松市香西本町1番120 以上

イ 香川県高松市香西本町1番121 以上

所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限 (m <sup>3</sup> )	積み上げることができる高さ (m)	
1	ア	13.3	④	21.9	屋内にて容器による保管のため制限なし。
2	イ	17.1	①②③⑤⑥⑦	7.2	屋内にて容器による保管のため制限なし。

※積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類は、下記のとおりとする。

①廃油 ②廃酸 ③廃アルカリ ④感染性廃棄物 ⑤燃え殻 ⑥汚泥 ⑦ばいじん 以上

以上

以下 余白

封印